百一の五　独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の六　独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の七　独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百八の項中「第七十七条の六十（二）を「第七十七条の六十一（二）に、「第七十七条の六十一」を「第七十七条の六十二」に改め、同表の百十二の項の次に次のように加える。

百十二の二　国土交通省	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による同法第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百十三の項中「交付」の下に「、同法第七十八条第一項の認証、同法第九十三条の認証の取消し」を加え、同表の百十四の項中「又は」を「若しくは」に改め、「塡補」の下に「、同項第三号の補償又は同法第七十六条第三項の返還の請求」を加え、同表中百十七の三の項を百十七の四の項とし、百十七の二の項の次に次のように加える。

百十七の三　国土交通省	船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）による同法第五十五条第一項の許可、同法第六十条第二項の更新又は同法第六十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百十八の二の項の次に次のように加える。

百十八の三　国土交通省	海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）による同法第二十九条の通告、同法第五章の審判、同法第四十九条若しくは第五十条の取上げ又は同条の還付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二中一の十の項を一の十一の項とし、一の九の項の次に次のように加える。

一の十　市町村長	地方自治法による同法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の四の二の項の次に次のように加える。

四の三　指定都市の長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務のうち、同法第四十条第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の六の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に「、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施」を加え、同表の五の二十九の項中「別表第三の七の十六の項」を「別表第三の七の十七の項」に改め、同表の五の三十八の項中「による」の下に「同法第七条第三項ただし書の探索、」を加え、同表中六の三の項を六の四の項とし、六の二の項を六の三の項とし、六の項の次に次のように加える。

六の二　保健所を設置する市又は特別区の長	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）による同法第四十条第一項の登録、同法第四十六条第一項の更新、同法第二項の更新、同法第五十七条第一項の届出、同法第六十条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第六十三条第一項の届出、同法第七十条第一項の許可又は同法第七十一条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の七の二の項の次に次のように加える。

七の三　市町村長	土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の四　市町村長	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の五　市町村長	新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の六　市町村長	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の七　市町村長	流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の八　市町村長	都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の九　市町村長	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十　市町村長	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十一　市町村長	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十二　河川法第九条第五項の一級河川を管理する指定都市の長若しくは同法第十条第二項の二級河川を管理する指定都市の長又は同法第百条第一項の準用する河川を管理する市町村長	河川法による同法第七十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の命令又は同法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの